

行政文書一部開示決定通知書

26交対第181号
平成27年3月10日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

愛知県知事 大村 秀章

平成27年2月26日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	・中央新幹線（品川・名古屋間）の建設とその開業を見据えた地域づくり等に関する基本合意書 ・中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定	
開示を実施する日時及び場所	日 時	平成27年3月11日 午後2時30分
	場 所	県民生活課（中央県民生活プラザ） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	120円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
開示しないこととした部分	法人の印影	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため	
担 当 課 等	地域振興部交通対策課リニア事業推進室 電話 052-954-6708（ダイヤルイン）	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙で出力したものが含まれます。

**中央新幹線（品川・名古屋間）の建設とその開業を見据えた
地域づくり等に関する基本合意書**

愛知県、名古屋市及び東海旅客鉄道株式会社は、中央新幹線の建設の円滑な推進を図るとともに、その開業を見据えた名古屋駅のターミナル機能強化や駅周辺のまちづくり等を着実に実施し、もって地域の振興に資するため、下記の事項についてそれぞれの役割分担のもと相互に連携・協力して誠実に取り組むものとする。

記

- 1 中央新幹線の建設に係る愛知県内の用地取得
- 2 各交通事業者の連携・協力による、わかりやすい乗換空間の形成、駅前広場の再整備及び中央新幹線と各交通機関との結節性の確保など、名古屋駅のターミナル機能強化
- 3 中央新幹線名古屋駅函体上部空間の公共的利用等の有効活用を含む駅周辺のまちづくり
- 4 中央新幹線の建設に係る発生土の公共事業等での活用

上記の内容の詳細は別途協議するものとする。

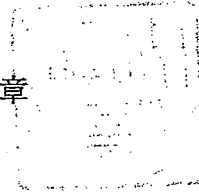
この合意の証として本書3通を作成し、愛知県、名古屋市及び東海旅客鉄道株式会社は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月18日

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

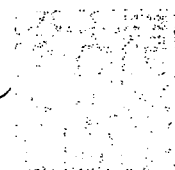
代表者 愛知県知事 大村 秀章



名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし



名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柘植 康英

